

仲 裁 合 意 書

日本政府及び韓国挺身隊問題対策協議会（以下「挺対協」という。）が代理する日本軍従軍慰安婦被害者ら（以下「被害者ら」という。）は、現在挺対協が代理する被害者ら及び今後挺対協が代理する被害者らのために以下の通り、いわゆる日本軍「慰安婦」問題に関する両当事者間の下記紛争を、以下の条件の下に、「両当事者間のうち一方が国家である両当事者間の紛争の仲裁のための常設仲裁裁判所仲裁選択規則」（1993年7月制定）に基づき、最終的な、かつ法的拘束力ある仲裁に委ねることに合意し、本仲裁合意は、この合意成立の日に発効する。

1.（両当事者間の紛争の概要）

挺対協及び被害者らは、1990年11月より、全被害者のために、ソウルにおいて在韩国日本大使館を通じ、日本において直接日本政府の責任ある立場の担当者を通じて、あるいは、日本政府が出席していた国連諸人権会議において日本政府代表を通じて、日本政府に対し、別紙1記載の要求を提起し続けてきた。日本政府を代表して内閣官房長官（当時）が、1993年8月4日日本において、また同年同月17日ジュネーブ国連差別防止・少数者保護小委員会において、別紙2の声明を公表した。しかし、挺対協及び被害者らは、この日本政府声明は前記要求を満たしていないとして紛争が継続している。

2.（仲裁の対象）

被害者らに対する日本政府の法的責任の有無及び法的責任がある場合の損害賠償その他の被害回復義務の範囲を仲裁の対象とする。

3.（仲裁裁判官の数）

仲裁裁判官の数は、3名とする。

4.（仲裁手続において使用される言語）

仲裁手続において使用される言語は、韓国語、日本語、英語とする。

5.（仲裁裁判官の選任）

3名の仲裁裁判官の選任については、常設仲裁裁判所事務総長に対して、選任権者の選定を委嘱する。但し、仲裁裁判官の選任にあたっては、韓国または日本の国籍を有する者（かつてこれを有した者、韓国または日本と利害関係を有する者を含む。）を除くこと、女性仲裁裁判官を1名以上選任すること、少なくとも英語を解する者を選任することを条件とする。

6.（仲裁裁判手続の場所）

仲裁裁判手続は、ハーグ常設仲裁裁判所所在地において行なうことを原則とするが、被害者らの陳述、その他証拠調べなどのために、必要な場合は、仲裁裁判所の決定するところにより、その他の適切な場所で行なうことができる。

7.（準拠法）

仲裁裁判所は、準拠法として、国際法及び正義・衡平の原則を適用する。

8. (費用負担)

被害者らに費用負担能力がないことを考慮し、仲裁のために必要な費用に関しては、日本政府の負担とし、同費用の予納については、常設仲裁裁判所国際事務局の指示に従い、全額日本政府が、遅滞なく納付するものとする。仲裁手続のために要する当事者支出にかかる費用の最終的負担については、仲裁裁判所が仲裁判断において決定する。但し、挺対協及び被害者ら側には負担能力がないので、いかなる場合にも、仲裁のために要した費用及び日本政府が仲裁手続に際して支出した費用については、これらの者に対して支払いを命じないこととする。

9. (免責事由の放棄)

この合意によって、合意に基づいて構成される仲裁裁判所によってなされるいかなる仲裁裁判の執行に関しても、この合意がなければ当事国が主張できるかもしれない主権国家としての免責を主張・実施するいかなる権利も放棄されたことになる。

10. (当事者の代理)

この仲裁合意に基づく仲裁手続においては、挺対協が被害者ら（将来挺対協が代理する被害者を含む。）を代理する。

11. (早期解決への協力)

両当事者は、被害者らが高齢であることを考慮し、仲裁裁判所ができる限り早期（この仲裁合意成立の日から1年以内）に仲裁判断を言渡すことができるよう協力することとする。

1994年 月 日

日本政府代表（首相又は外務大臣）

被害者ら（別紙被害者目録記載の通り）代理人
(住 所)

韓国挺身隊問題対策協議会

共同代表

共同代表

共同代表

(別紙 1)

挺対協及び被害者らの日本政府に対する要求の概要

挺対協及び被害者らの日本政府に対する要求の概要は、以下の通りである。

- ① 日本軍「慰安婦」問題に関する真相究明の措置。
- ② 日本政府による、事実関係の公的承認及びこの問題について日本に法的責任が存在することに関する公的承認。
- ③ それを前提とした適切な謝罪措置。
- ④ これらを前提として、被害者等の損害を回復する措置の一部として被害者ら個人に対する直接かつ完全・十分な損害賠償の支払。
- ⑤ すべての日本軍「慰安婦」被害者らの名誉を回復し、これを祈念するための追悼碑建設などの措置。
- ⑥ 同様の行為の再発を防止するために、日本における諸学校において使用される教科書に、日本軍「慰安婦」問題に関する真相が記載されるようにする措置。
- ⑦ 日本軍「慰安婦」に対する加害犯罪行為に関する責任者の適切な処罰措置（これは1993年1月付加された。）。

(別紙2)

慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話

(平成5年8月4日)

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年12月より、調査を進めてきたが、今般その結果がまとまったので発表することとした。

今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人の意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかんを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべてのの方々に対し、心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考えてる。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。

なお、本問題については、本邦において訴訟が提起されており、また、国際的にも関心が寄せられており、政府としても、今後とも、民間の研究を含め、十分に関心を払って参りたい。